

要 旨

1 作成の背景

「社会学委員会ジェンダー・世代等の交差と包摂分科会」(以降、本分科会)では、ジェンダー統計を作成する上の基本情報の一つとしての性別記載欄に着目した。ジェンダー統計とは、ジェンダー格差を生む諸問題を明らかにする上で、重要な材料であり議論のための手段である。ジェンダー間の格差の程度やその中身について明らかにするためには、ジェンダーの違いを考慮した統計情報が求められる。そこで、ジェンダーの違いをどう把握するのかが、問題となり、記載欄の選択肢をいかに設定するかが課題となる。また、男性か、女性かの性別ではなく、ジェンダーというからには性別欄ではなくジェンダー別欄、というのが正確である、という主張もある。1975年、メキシコで開催された第一回世界女性会議において、女性の地位向上のためのマクロな実態把握と、改善に向けた政策効果を測る重要性の観点から、ジェンダー統計の重要さが指摘された。ただそこでも、ジェンダーか男女別統計か、の議論が十分展開されたわけではない。性別統計はジェンダー統計に含まれ、ジェンダー平等を目指した実態と課題の把握、諸政策の効果等を明らかにするため、共に極めて重要なエビデンスである。ジェンダーか男女別かの議論において、両者の立場を決して対抗軸として位置付けることなく、ジェンダー平等を達成するためのジェンダー統計を整備、充実させるために、これまで取得してきた統計情報も活用しつつ、性別記載欄は重要な役割を果たす。既存の性別記載欄に課題があることを否定できないが、同欄を削除することに伴う負の効果は深刻である。

これまで多くの社会統計において使用されてきた質問は、調査対象者に対して「あなたは、男性ですか、女性ですか」というものである。しかし、「不平等」という人口全体を対象とするマクロな事象の実態を把握する際に、男女というカテゴリー以外の性自認を持つ者もいるので、この2つの選択肢だけでは不十分であるという問題提起がなされている。さらに、統計情報を提供する者、性別記載欄に回答する当事者への配慮もまた、調査倫理の観点から極めて重要である。例えば、これまで各種調査票において、男性か女性か、いずれかのみを選択肢しか与えられず、また、回答することが当然として位置付けられているが、近年これに対して、疑問が投げかけられている。人々は男女というカテゴリー以外の認識を持つ場合があり、男女以外の性自認を持つ場合や多数派とは異なる性的指向を持つ場合など、少数派を軽視しているとの批判につながる。それが高じて、性別記載欄を削除せよという主張もある。そこでは、人権保護の観点から同記載欄を削除するという動きがあり、ジェンダー統計の充実とジェンダーマイノリティへの配慮のどちらが優先されるべきかの二者択一的な議論に陥る危険性が見え隠れする。そこで本分科会は、ジェンダー統計の充実とジェンダーマイノリティへの配慮は両立する、という基本的合意のもと、ジェンダー平等を達成するため性別記載欄の持つ意味は決して小さくな

いことを、改めて強調する。

2 現状及び問題点

日本におけるジェンダー統計に係る動きに着目すると、1994年、総理府に男女共同参画推進本部が設置され、「男女共同参画2000年プラン」（1996年）が決定された。2003年、男女共同参画推進本部は「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるように期待する」という目標（2020年30%）を掲げ、ゴール・アンド・タイムテーブル方式を採用した。2010年第3次男女共同参画基本計画においては、具体的な成果目標が積極的に提示され、2020年第5次男女共同参画基本計画においては、推進体制の強化として「ジェンダー統計」という用語が明確に記述された。

他方で、性別が「男女」の2区分とされていることや、性別情報収集の必要性に対して疑問が呈されるようになった。国内外でのLGBTQ+等の人権を尊重する動きの高まりを受け、第5次男女共同参画基本計画の「基本的な視点と取り組むべき事項等」に、「性的指向・性自認（性同一性）に関することについて」「多様性を尊重することが重要であることは当然である」と書き込まれ、「IV 推進体制の整備・強化」には、「ジェンダー統計の充実の観点から、整備状況を調査・公表すること」に加えて、「多様な性への配慮について、現状を把握し、課題を検討する」という点も盛り込まれることとなった。

ジェンダー統計整備を充実することの重要性を否定する者は少ない。その一方で、多様性尊重の観点から自治体における行政手続きや公文書における性別記載欄の見直しが進められている。その実態は自治体ごとに異なり、全体的な傾向を具体的なエビデンスをもって明確にすることは容易ではない。性別記載欄の是非は、「業務上必須なもの以外は見直す」方針で判断される。各自治体が、それぞれに性別記載欄の見直しを行っているが、全自治体に共通する大きなガイドラインが存在するわけではない。

3 見解の内容

そこで本分科会は、性別記載欄への取組について、4つの自治体に対してヒアリングを行い、次のような結果を得た。まず、自治体の組織的な設定において、人権保護、あるいは性的マイノリティへの配慮を司る部署と、ジェンダー統計を作成する部署が別個に存在し、具体的な業務レベルで頻繁かつ有機的な連携が行われていない現状がある。統計作成と人権保護の事業がそれぞれの持ち場で展開される中、性別記載欄のあり方について、ジェンダー統計を充実させる観点から検討すること自体がそもそも想定されていなかった。しかしながら、ジェンダー統計は、ジェンダー平等の実現を目指した政策を評価するための手段であり有効なエビデンスである。それと同時に、統計を構成する当事者の存在は決して軽ん

じられるべきではなく、一人ひとりの人権尊重に十分な配慮がなされるべきである。

ジェンダー平等を達成するための重要な手段としてのジェンダー統計の作成にあたり、性別記載欄をもとに構築される基礎データが現状把握や評価のために不可欠であり、性別記載欄の是非はジェンダー統計の基礎をも揺るがすことにもなりうる。ここで強調すべきは、性別記載欄の是非論の背景にあるダイバーシティの承認は、ジェンダー統計の充実と両立しうることであり両立しなければならない、という点である。本分科会の見解として、以下3点を強調する。

- 1) 政策評価のためのエビデンスに向けたジェンダー統計の重要性に伴う性別記載欄の維持
- 2) ジェンダー統計作成に当たっての人権保護の徹底のための、統計作成に係る者への倫理教育の徹底
- 3) 自治体における統計情報管理整備を考慮した人員・予算配分の確保